

平成24年 No.12

東京学芸大学基金管理運営規程

制定理由

東京学芸大学基金の管理運営の改善を図るために、所要の制定を行うものである。

承認経過

平成24年 3 月 21 日 役員会 審議・承認

東京学芸大学基金管理運営規程を次のように制定する。

平成24年3月22日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年規程第8号

東京学芸大学基金管理運営規程

(設置)

第1条 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）に、東京学芸大学基金（以下「基金」という。）を置く。

(所在地)

第2条 基金は、所在地を東京都小金井市貫井北町4-1-1国立大学法人東京学芸大学内に置く。

(目的)

第3条 基金は、本学の財政基盤を長期的に支え、もって本学における学生支援、教育研究活動、社会連携活動等の整備充実等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。

- (1) 本学の学生に対する支援事業
- (2) 国際交流の支援事業
- (3) 教育研究活動等への助成事業
- (4) キャンパス環境の整備・充実事業
- (5) その他教育研究上必要な事業

(基金の運営)

第5条 基金が行う事業の支援は、基金あての寄附金等をもって充てる。

(東京学芸大学基金会議)

第6条 基金の管理運営に関する次の事項を審議するため、国立大学法人東京学芸大学基金会議（以下「基金会議」という。）を置く。

- (1) 基金の運営に関する事項
- (2) 委員の選任に関する事項
- (3) 事業計画及び資金に関する事項
- (4) 規程の改正に関する事項
- (5) その他基金に関し必要な事項

2 基金会議の委員は、次の者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 総務部長
- (6) 財務施設部長
- (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名
(委員長及び副委員長)

第7条 基金会議に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充てる。
- 3 副委員長は、理事（総務・財務担当）をもって充てる。
(委員長及び副委員長の任務)

第8条 委員長は、基金会議を総括し、代表者となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その代理となり、任務を遂行する。
(会議)

第9条 基金会議は、委員長が招集し議長となる。

- (1) 基金会議は、必要に応じて随時開催するものとする。
- (2) 基金会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- (3) 議決を要する事項については、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(資金管理)

第10条 資金管理については、次のとおりとする。

- (1) 基金に専用の口座を設ける。
- (2) 会計は、東京学芸大学財務施設部財務課が処理する。
(顕彰)

第11条 基金に寄附を行った個人又は団体に対して顕彰するものとする。

- 2 前項の顕彰に関し必要な事項は、別に定める。
(庶務)

第12条 基金会議の庶務は、東京学芸大学総務部総務課が処理する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、基金会議及び役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、基金について必要な事項は、基金会議の議を経て学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京学芸大学基金規約（平成21年 4 月 1 日制定）は、廃止する。